

[事案 23-152] 契約無効確認請求

・平成 24 年 5 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行を窓口として契約した、変額個人年金について、銀行員の説明不十分を理由に、既払込保険料と解約払戻金の差額の支払を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 1 月、宝くじ当選金を出金する目的で訪問した銀行で、全く求めてもいないにも関わらず、銀行員（募集人）から十分な説明もなしに、短時間のうちに高額な生命保険を契約（一時払保険料 5,000 万円）させられた。

具体的には、生命保険であること、途中解約の場合の元本割れ、契約初期費用の金額についての説明が不十分であり、募集人が説明責任を果たしていないことから、既払込保険料と解約払戻金との差額を損害として支払を求める。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は口頭による説明はもとより、必須交付書面（募集資料）を提示・交付して内容説明を行っている。
- (2) 契約初期費用については、パンフレットで説明しており、設計書にも具体的金額が明記されている。
- (3) 本契約が運用商品であること、および途中解約による元本割れの説明を十分にしている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書の書面の内容および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条を適用して、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 前提事実

- (1) 申立人は、宝くじ当選金を受取りに、銀行を訪れたところ、本契約を含む商品の勧誘を受け、当選金の半額を一時払保険料とする契約を締結した。
- (2) 募集には、募集人の上司も同席し、説明と申込手続に要した時間は、1 時間を超えていた。
- (3) 本契約は、一時払保険料 5000 万円について、積立期間を 1 年間、年金支払期間を 24 年間とし、一時払保険料の 101.5%が年金受取総額の最低保証額となる内容であった。年金受取開始日前の解約及び年金受取りに代えて一括受取りで受取る払戻金は、積立金額であり、元本保証または最低保証はない。

2. 説明義務違反の有無について

- (1) 変額個人年金保険の説明は、通常、パンフレット等の説明資料を使用し、資料に則し

て行われ、本件においても、説明資料が使用されたことは申立人も認めており、募集人が、通常と異なった説明をしたと認めるような証拠は見当たらないため、募集人は、パンフレット等の説明資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったものと認められる。

(2) 本件募集において使用されたと認められるパンフレットには、本契約が、変額個人年金であることが理解できる記載が多数あり、設計書にも、「保険設計書」と記載され、変額個人年金保険であることが理解できる記載が多数ある。また、預金ではなく生命保険商品であることが留意事項として記載された書面に、申立人は、その説明を受けたとして署名している。そして、契約申込書兼告知書の宛先は保険会社になっており、書類の表題から、変額個人年金保険の申込みであることは容易に理解できる。以上から、募集人は、本契約の勧誘に際し、変額個人年金保険であることを説明したものと推認でき、また、その説明が不十分であったと認めることはできない。

(3) パンフレットや設計書には、本契約が元本保証の商品であるとの記載はなく、一時払保険料の 101.5% が年金受取総額として最低保証金額になることが記載されている。また、解約払戻金の額が保険料を下回る場合があることについて留意事項として記載された書面に、申立人は、その説明を受けたとして署名している。以上から、募集人は、本契約の勧誘に際し、上記の内容に則った説明をしていたものと推認でき、その説明が不十分であったと認めることはできない。

(4) 契約初期費用の説明について、申立人は「5%」と説明されたと陳述し、募集人は「一時払保険料の5%」と説明したと陳述し、具体的な金額（250万円）の説明がなされなかったことについては、認識が一致している。

パンフレットには、「契約初期費用 一時払保険料の5.0%が控除されます」と記載されており、設計書には、「(略) 一時払保険料から契約初期費用（5.0%）を控除した金額を特別勘定（ファンド）に繰り入れます」と記載されている。

以上から、募集人は、契約初期費用について「一時払保険料の5%」と説明したものと推認でき、また、具体的な金額の説明はなくても、「一時払保険料の5%」と説明されれば、具体的な金額は容易に知り得るので、不十分な説明とはいえない。